

富良野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富良野市水道事業給水条例（昭和 41 年条例第 83 号）の一部を、次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 24 条、第 27 条関係）

水道料金

（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の 1 立方メートル当たりの料金
一般用	8 立方メートル	1,771	264
営業用	16 立方メートル	4,114	319
団体用	16 立方メートル	4,268	319
浴場用	100 立方メートル	12,760	154
臨時用	1 立方メートル当たり	550	—

備考

- 1 1 月当たりの水道料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。
- 2 一般用とは、営業用、団体用、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、宿泊所、貸館、洗濯業、理美容業、洗車業、食品加工業、娯楽業、生魚肉類等販売業、病医院、その他これに類する営業に水道を使用する場合をいう。
- 4 団体用とは、官公署、学校、商工団体、農業団体等の事務所及びその他公共的施設において水道を使用する場合をいう。
- 5 浴場用とは、一般の公衆浴場業の用に水道を使用する場合をいう。
- 6 臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に水道を使用する場合をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

富良野市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

富良野市簡易水道事業給水条例（昭和 55 年条例第 10 号）の一部を、次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 24 条、第 27 条関係）

簡易水道料金

（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の 1 立方メートル当たりの料金
一般用	8 立方メートル	1,771	264
営業用	16 立方メートル	4,114	319
団体用	16 立方メートル	4,268	319
浴場用	100 立方メートル	12,760	154
臨時用	1 立方メートル当たり	550	—

備考

- 1 1 月当たりの簡易水道料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。
- 2 一般用とは、営業用、団体用、浴場用及び臨時用以外の用に簡易水道を使用する場合をいう。
- 3 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、宿泊所、貸館、洗濯業、理美容業、洗車業、食品加工業、娯楽業、生魚肉類等販売業、病医院、その他これに類する営業に簡易水道を使用する場合をいう。
- 4 団体用とは、官公署、学校、商工団体、農業団体等の事務所及びその他公共的施設において簡易水道を使用する場合をいう。
- 5 浴場用とは、一般の公衆浴場業の用に簡易水道を使用する場合をいう。
- 6 臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に簡易水道を使用する場合をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、施行日以後の簡易水道の使用に係る料金について適用し、施行日以前の簡易水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

富良野市公共下水道に関する条例の一部を改正する条例

富良野市公共下水道に関する条例（昭和 63 年条例第 5 号）の一部を、次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 16 条関係）

下水道使用料

（単位：円）

排除用途	基本使用料（1 月につき）		超過使用料
	基本汚水排除量	使用料	汚水排除量が基本排除量を超えた分の 1 立方メートル当たりの使用料
家事用、団体用、 営業用、その他	8 立方メートルまで	1,408	242
浴場用	100 立方メートルまで	4,356	66

備考 1 月当たりの下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、施行日以後の下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の下水道の使用に係る使用料については、なお従前例による。